

奈良県社会人サッカー連盟規約

第1章 総則

- 第1条 この連盟は、奈良県社会人サッカー連盟（以下「連盟」という。）という。
- 第2条 連盟は、一般社団法人奈良県サッカー協会の統轄を受ける。
- 第3条 連盟の事務所を、奈良県磯城郡田原本町法貴寺1371、一般社団法人奈良県サッカー協会事務所内に置く。

第2章 目的

- 第4条 連盟は、加盟チーム相互の切磋琢磨により、社会人サッカーの総合的発展をはかり、サッカーを通じ相互の親睦を図ることを目的とする。

第3章 事業

- 第5条 連盟は第4条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。
- ① 奈良県社会人サッカートーナメント大会
 - ② 奈良県社会人リーグ（1～3部リーグ、教育リーグ）
 - ③ サッカー競技の研究、指導、普及に関する事業
 - ④ その他、この連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組織

- 第6条 連盟は、公益財団法人日本サッカー協会寄付行為細則第3条に基づく第1種の登録チーム（但しJリーグ及びJFL所属チーム、大学連盟並びに高等専門学校体育協会サッカー部に属するチームを除く）であって、第4条の目的を達成するために必要な条件を備え、一般社団法人奈良県サッカー協会に加盟したチームで組織する。

第5章 総会

- 第7条 総会は、連盟の最高議決機関であり、加盟チームの代表者により構成される。
- 2 総会は、次の各号の事項を審議、決定する。
- ① 規約の改廃の承認
 - ② 事業報告及び収支決算の承認
 - ③ 運営委員長の選出並びに運営副委員長及び常任運営委員の承認
 - ④ 事業計画及び収支予算の承認
 - ⑤ その他議決を要する事項
- 第8条 総会は、運営委員長が召集し、毎年一回定時に開催するほか、運営委員長が必要と認めたとときは、2分の1以上の加盟チームの代表者の要請に基づき臨時に開催することができる。
- 2 総会の議長は、運営委員会の推薦に基づき総会において選出する。
- 第9条 総会は2分の1以上の加盟チームの代表者の出席（出席できない場合は委任状）により成立する。
- 2 議事の可否は出席者の過半数の承認をもって決する。

第6章 役員

- 第10条 連盟に運営委員会を設け、別に定める事項を審議、決定する。
- 2 運営委員会に次の各号の役員をおく。
- ① 運営委員長：1名
 - ② 運営副委員長：若干名
 - ③ 常任運営委員：若干名
 - ④ 運営委員：1部より1名、2部・3部リーグ各ブロックより1名
 - ⑤ 会計監事：若干名

- 第11条 運営委員長は、総会において選出される。

- 第12条 運営委員長は、運営副委員長及び常任運営委員を選任し、総会はこれを承認する。

- 第13条 会計監事は、運営委員会の推薦により運営委員長が委嘱する。

- 第14条 役員の任期を2年（運営委員は1年）とし、再任を妨げない。

- 第15条 運営委員長は、連盟を代表し業務を統轄するとともに、運営委員会を主宰する。

- 第16条 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときはその職務を代行する。

- 第17条 常任運営委員及び運営委員は、運営委員会を構成し、所定の事務を処理する。

- 第18条 連盟に、運営委員会の推薦により参与をおくことができる。参与は、運営委員会の諮問に応じて意見を具申することができる。

- 第19条 運営委員会は、第10条第1項の規定に基づき次の各号の事項を審議、決定する。
- ① 事業計画の立案及び実施に関すること
 - ② 予算及び決算に関すること
 - ③ 本規約の内容に関すること
 - ④ 本規約に基づき、連盟運営に関する要綱等を定めること
 - ⑤ その他連盟運営に必要なこと

- 第20条 運営委員会に、次の各号に定める専門委員会を設置し、連盟運営に関する職務を遂行する。なお、専門委員会の事務分掌及びその職務の遂行に関することは別に定める。
- ① 総務委員会
 - ② 競技委員会
 - ③ 技術委員会
 - ④ 審判委員会
 - ⑤ 規律・フェアプレー委員会

- 第21条 運営委員会は、必要に応じ運営委員長が召集するほか、役員3分の1以上が開催の理由を示して要請したときは遅滞なく、これを召集しなければならない。

第7章 会計

- 第22条 連盟の経費は、次の各号にあげるもので支弁する。
- ① 会費
 - ② 寄付金
 - ③ 協会補助金
 - ④ 事業収入
 - ⑤ その他の収入

- 第23条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

- 第24条 連盟は、運営委員会の決議により特別会計を設けることができる。

- 第25条 会費に関することは、別に定める。

- 附則 この規約は、1996年（平成8年）4月21日より施行する。
一部改正 この規約の一部を改正し、2011年（平成23年）4月17日より施行する。

奈良県社会人サッカー連盟細則

目 的

第1条 本細則は、奈良県社会人サッカー連盟規約第20条及び、第25条に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

部 会

第2条 専門委員会の事務分掌は、次のとおりとする。

1. 総務委員会
 - ① 本連盟の庶務に関すること
 - ② 本連盟の会計に関すること
 - ③ 各部に属さない事項に関すること
2. 競技委員会
 - ① 奈良県社会人サッカートーナメント大会に関すること
 - ② 奈良県社会人リーグに関すること
 - ③ 奈良県社会人リーグ編成に関すること
 - ④ その他の大会に関すること
3. 技術委員会
 - ① 本連盟の技術向上のための技術講習会に関すること
 - ② 本連盟の選抜チームに関すること
4. 審判委員会
 - ① 本連盟の審判に関すること
5. 規律・フェアプレー委員会
 - ① 本連盟の規律・フェアプレーに関すること
 - ② 本連盟が行う懲罰に関すること

第3条 各専門委員会は、専門委員長1名及び専門委員若干名で組織する。

第4条 各専門委員会は、運営委員長が運営委員の中から指名する。専門委員は、推薦によりこれを選出する。

会 費

第5条 運営委員会で年度初めに決定する。

大会要領

第6条 奈良県社会人サッカートーナメント大会等各種大会の要領は、その都度運営委員会において定める。

附 則 この規約は、1996年（平成8年）4月21日より施行する。
一部改正 本細則の一部を改正し、2006年（平成18年）4月16日より施行する。

奈良県社会人サッカーリーグ実施要項

1. 主催

奈良県社会人サッカー連盟（以下「連盟」という。）

2. 目的

連盟の運営を円滑に行うため、この要項を定める。

3. 運営

社会人リーグを運営するために、各リーグに運営委員を置く。

4. 参加資格

毎年、連盟が定める締切期日までに、加盟登録を完了した第1種の単独チームとする。

ただしクラブ申請しているチームはこの限りではない。

5. リーグの編成および期間

- ① 編成 1部リーグ10チーム、2部リーグ2ブロック制各ブロック10チーム、3部リーグ 2ブロック制から4ブロック制 までとし、各ブロック 7チーム～12チームで構成する。
3部のブロック数およびチーム数については、登録チーム数に応じて年度開始までに決定とし、チーム数が最低数に満たない場合は別途協議する。
- ② 期間 原則 1部リーグは10月31日までに、2部リーグ以下は11月30日までにリーグ戦を終了する。

6. 試合方法

- ① 試合時間 1部・2部は80分、3部は70分、教育は70分以内とする。
- ② 登録選手 メンバー表に記載できる選手登録は18名までとする
- ③ 交替選手 交代はキーパーを含めて5名までとする。
- ④ 競技規則 現行の公益財団法人日本サッカー協会競技規則に準ずる。
- ⑤ その他 勝敗の決しない場合は引き分けとし、延長は行わない。

7. リーグの運営

- ① 組み合わせ、日程
各リーグの運営委員会は組合せ及び日程を決定し、その旨を所属する各チームに14日前までに通知するとともに、連盟競技委員長に報告する。但し、組合せ及び日程の決定後において個別チームの都合による変更はこれを認めない。
- ② 予定の変更
リーグの日程・試合場所など、運営の予定に変更が生じた場合、日程については14日前、試合場所 については7日前までに各リーグの競技委員長は所属する各チーム及び連盟競技委員長に報告する。
- ③ グランドの使用
 1. 準備・後始末
グラウンドの準備は第1試合の両チームが行い、後始末は最終試合の両チームが行う。
 2. 不正行為及びペナルティ
グラウンド管理者よりチーム名において、グラウンド使用状況について苦情を受けたチームに対してペナルティを課す。
当該ペナルティの内容については、連盟規律・フェアプレー委員会がこれを審理・裁定する。
- ④ 審判
 1. 資格
審判は、連盟審判委員会が認定する資格を有する者が行う。
 2. 審判手帳
審判を行う者は、審判員証を携帯し、会場担当者にこれを提示する。
 3. 割り当て
審判の割り当ては各リーグの運営委員会が行うが、派遣要請を受けたチームは正当な理由なくこれを拒否してはならない。
 4. 不正行為及びペナルティ
割り当てられた審判員が連絡なしに審判を行わなかったとき、または連盟審判委員会が認定する資格を有さない者に審判を行わせたととき、並びに理由なく審判の割り当てを拒否したときは、その者が所属するチームの勝ち点に「-3」を付加する。以降の処置については連盟規律・フェアプレー委員会がこれを審理・裁定する。

⑤ 棄権敗・不戦敗

1. 棄権敗

各リーグの運営委員会で定められた試合当日に、やむを得ない事情により試合を行うことが不可能となったチームは、その日の8日前までに各リーグの運営委員長に報告しなければならず、当該チームのその試合の成績を「棄権敗」とする。「棄権敗」を複数回繰返したチームに対してはペナルティを課し、当該ペナルティの内容については連盟規律・フェアプレー委員会がこれを審理・裁定する。

なお棄権報告を報告を受けたリーグ委員長は、遅滞なく当該対戦相手チームおよびグラウンド担当、当該試合審判担当チームに連絡を行い、試合当日は棄権勝、棄権敗チームおよび棄権試合担当審判は試合会場に来る必要はないものとする。

2. 不戦敗

前項の日にちより直近および試合当日のキックオフの時刻に出場できる選手が7名未満になったチームの当該試合の成績を「不戦敗」とする。また試合中に出場できる選手が7名未満になったチームの当該試合の成績についても「不戦敗」とする。「不戦敗」を複数回繰返したチームに対してはペナルティを課し、当該ペナルティの内容については連盟規律・フェアプレー委員会がこれを審理・裁定する。

試合不戦敗となりうるチームは、事前に各リーグの運営委員長に報告しなければならず、不戦報告を報告を受けたリーグ委員長は、遅滞なく当該対戦相手チームおよびグラウンド担当、当該試合審判担当チームに連絡を行い、試合当日不戦勝チームはユニフォームを着用の上、試合開始時間に整列、不戦勝のコールを主審より受けて初めて成立するものとする。また不戦敗のチームも出来る限りの人数を整列させなければならない。

なお不戦試合担当審判員に対する諸費用は発生するものとし、不戦試合対象となる両チームについては当日の審判割り当てを遂行しなければならない。

8. ゲームの運営

① 警告及び退場

1. 退場

主審より退場を命ぜられた選手及び、ベンチ内で退場処分を受けた者は、次の1試合を出場停止とする。以降の処分については、連盟規律・フェアプレー委員会が審理・裁定する。

2. 警告

リーグ期間中、10試合未満のリーグにあっては2試合にわたり、10試合以上のリーグにあっては3試合にわたり警告を受けた選手は、次の1試合を出場停止とする。以降の処置については、連盟連盟規律・フェアプレー委員会が審理・裁定する。

3. 処分の波及(Ⅰ)

退場による次の1試合の出場停止処分に限り、当該処分を受けるべき選手に対する処分が未了のままリーグが終了した場合、次の公式戦の1試合目に処分を波及させる。

4. 処分の波及(Ⅱ)

リーグ期間中に受けた警告については、各カップ戦にはそれを波及させない。但し退場処分(累積による退場を含む)を受け、その処分が未了の場合にはこれを波及させる。

② メンバー表・選手証の提出

試合開始30分前までに、メンバー表3部と選手証を会場担当者に提出する。選手証による確認ができない選手は試合に出場できない。

③ 試合結果の報告

会場担当者は当日の試合結果を速やかに各リーグの競技委員長に報告する。各リーグの競技委員長は、速やかに連盟競技委員長に報告する。

9. 選手登録

① 年度当初登録

選手登録は公益財団法人日本サッカー協会内HPにてWEB登録を行い、チーム情報を連盟運営委員会に提出することにより行う。

② 追加登録

選手追加登録は公益財団法人日本サッカー協会内HPのWEB登録にて行い、リーグ戦および入れ替え戦に出場する選手は毎年12月31日までに登録を完了しなければならない。

③ 選手登録に関する不正行為及びペナルティ

2重登録・未登録選手を出場させたチームは、その試合を含めずで行われた全ての試合の成績を取り消し全て不戦敗とする。以降の処置については連盟規律・フェアプレー委員会が審理・裁定する。

④ シニア登録選手の参加

奈良県シニアサッカー連盟に所属する選手は、しかるべき出場登録申請を行い、連盟が承認した場合に限り、特例的に各リーグ戦にのみ参加することができる。

⑤ クラブ申請している選手の参加

公益財団法人日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手を移籍手続きを行うことなく、リーグ戦に参加することができる。

この場合、同一「クラブ」内のチームで有れば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。但し、適用対象となる選手の年齢は第2種年代のみとし、同一「クラブ」内の2種登録チームから選手を参加させることができる。

なお、2種登録選手は3名までエントリーを認め、最大3名が出場できる。

10. 成績及び順位

① 勝点

勝ち(棄権勝、不戦勝を含む) 3点、引き分け1点、負け0点、不戦敗-3点

② 順位の決定

1. 勝点の多い順

1. 1. が同一の場合は得失点差

3. 1. と2. が同一の場合は総得点

4. 1. と2. と3. が同一の場合は対戦成績

5. 1. と2. と3. と4. が同一の場合は同一順位とするが、リーグの入れ替えに関わる順位の場合は順位決定戦を行う。

③ 府県リーグ進出決定

1部リーグ戦1~4位によるプレーオフ方式により決定する。

ただし、運営方法については常任役員会で決定する。

※ いずれの試合も同点の場合はリーグ戦上位チームの勝ちとする。

④ リーグの入れ替え

1. 1部-2部の入れ替えについて

・1部リーグ9位、10位のチームは2部リーグへ自動降格とする。

・1部リーグ7位、8位のチームは2部2位のチームとの入れ替え戦とする。

・2部リーグ各ブロック1位のチームは1部リーグへ自動昇格とする。

・2部リーグ各ブロック2位のチームは1部リーグ7位、8位のチームとの入れ替え戦とする。

2. 2部-3部・教育の入れ替えについて(3部リーグが2ブロックの場合)

・2部リーグ各ブロック9位、10位のチームは3部リーグへ自動降格とする。

・2部リーグ各ブロック7位、8位のチームは3部リーグ各ブロック3位、4位のチームとの入れ替え戦とする。

・3部リーグ各ブロック1位、2位のチームは2部リーグへ自動昇格とする。

・3部リーグ各ブロック3位、4位のチームは2部リーグ各ブロック7位、8位のチームとの入れ替え戦とする。

3. 2部-3部・教育の入れ替えについて(3部リーグが3ブロックの場合)

・2部リーグ各ブロック10位のチームは3部リーグへ自動降格とする。

・2部リーグ各ブロック9位のチームのうち勝点の少ない方が3部リーグへの自動降格とし、もう1チームは3部リーグ各ブロック2位の最上位のチームとの入れ替え戦とする。

・2部リーグ各ブロック8位のチームは3部リーグ各ブロック2位のチームとの入れ替え戦とする。

・3部リーグ各ブロック1位のチームは2部リーグへ自動昇格とする。

4. 2部-3部・教育の入れ替えについて(3部リーグが4ブロックの場合)

・2部リーグ各ブロック9位、10位のチームは3部リーグへ自動降格とする。

・2部リーグ各ブロック7位、8位のチームは3部リーグ各ブロック2位のチームとの入れ替え戦とする。

・3部リーグ各ブロック1位のチームは2部リーグへ自動昇格とする。

・3部リーグ各ブロック2位のチームは2部リーグ各ブロック7位、8位のチームとの入れ替え戦とする。

※ 2部・3部リーグ各ブロックのチーム数が異なる場合の順位決めは、最もチーム数の少ないブロックのチーム数に合わせるために、他ブロックの下位チームの成績を抹消扱いとし同数にしたうえで各ブロック毎の順位を決定する。

5. その他要項

- ・1部 - 2部リーグおよび2部 - 3部リーグの入れ替え戦が引き分けの場合、前後半10分間の延長戦を行い、決しない場合はPK戦とする。
- ・入れ替えに関しては上位リーグおよび各リーグ各ブロックの成績が良いチームを有利な組み合わせにする。
- ・昇格、降格、ブロックの入れ替えについては連盟運営委員会が決定する。
- ・リーグおよびチーム事情により第④項の入れ替え戦が困難となった場合は、その運営方法を連盟運営委員会が決定し実施する。
- ・教育リーグに所属し教育リーグ担当役員からの推薦を受け、連盟運営委員会の承認を受けたチームは、年度の途中にも関わらず3部リーグに参入することができる。その際3部リーグの所属するブロックは連盟役員委員会で決定する。

- ⑤ 棄権勝・棄権負及び不戦勝・不戦敗のスコア
各リーグを通じて棄権勝及び不戦勝のスコアは5 - 0、棄権敗及び不戦敗のスコアは0 - 5とする。

11. リーグの予算・決算

- ① 予算の報告
各リーグの会計担当者は、リーグ戦開始前にその年度の予算を決定し、予算書のコピーを連盟総務委員長に提出する。
- ② 決算の報告
各リーグの会計担当者は、リーグ戦終了後直ちに経費の精算を行い、遅くとも1ヶ月以内に各チーム及び連盟総務委員長に報告する。

12. その他

- ① ユニフォーム
ユニフォームは公益財団法人日本サッカー協会のユニフォーム規定に準じ、常に正副の2種類用意する。
なお、しま模様ユニフォームの背番号は周囲に枠のあるものとする。
アンダーシャツは、シャツの袖の主たる色と同じ色でなければならない。
アンダーショーツおよびタイツは、ショーツの主たる色、または、ショーツの裾の部分と同じ色でなければならない。
同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする。
- ② スポーツ傷害保険
各チームは必ずスポーツ傷害保険に加入しておくこと。

13. 審判

- ① 審判確保の義務
社会人サッカー連盟加盟チームは、審判資格を有する者を3名以上確保していなければならない。
- ② 1部リーグおよび2部リーグ所属チームの要件
1部リーグおよび2部リーグ所属チームは、3級以上の審判資格を有する者を常に2名以上確保していなければならない。
- ③ 1部リーグおよび2部リーグへの昇格条件
1部リーグへの昇格の対象となるチーム（2部リーグ1位、入替戦出場資格を得ているチーム）は、2部リーグの入替戦終了までに、2部リーグへの昇格の対象となるチーム（3部リーグ1位、入替戦出場資格を得ているチーム）は、3部リーグの入替戦終了までに、それぞれ3級以上の審判資格を有する者を2名以上確保していなければならない。

附 則 この要項は、2004年（平成16年）6月7日より施行する。
一部改正 本要項の一部を改正し、2020年（令和2年）5月10日より施行する。